



# 新型コロナウイルス感染症のお知らせ

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に移行します。  
5類になっても新型コロナウイルスの性質が変わるわけではなく、基礎疾患のある方などの重症化リスクは変わりません。

5月8日から対応方法が変わります

～5/7まで

## 【療養期間】

◆発症日を0日目とし10日間

※無症状の場合は検体採取日を0日目

令和6年4月1日現在

推奨される期間の目安（個人の判断に委ねられます）

◆発症日を0日目とし5日間（※無症状の場合は検体採取日を0日目）  
かつ、症状が続いていた場合、症状軽快後24時間経過するまで

※施設は重症化リスクの高いかたが多いため、従事者の就業制限などの考慮をお願いします

※10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、ハイリスク者と接触を控える等、周りの方へ移さないよう配慮しましょう

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください→



## 【陽性者の対応】

保健所が対応

- ・健康観察
- ・受診調整・入院調整
- ・酸素濃縮器の貸出し  
(令和5年3月末終了)

保健所では健康観察・受診調整・入院調整は行いません

◆嘱託医・かかりつけ医へ相談（入院が必要な場合は医療機関間で調整）

※酸素濃縮器は、各施設で手配してください(保健所の貸出しは令和5年3月末で終了)

◆相談できる医療機関がない場合は、受診先を探し受診してください

○受診先について相談したい場合

【相談窓口】埼玉県救急電話相談 TEL「#7119」(24時間対応)

～確認しておきましょう～

緊急時の相談電話番号：医療機関名 \_\_\_\_\_

日中TEL \_\_\_\_\_

夜間TEL \_\_\_\_\_



こんな症状がでたら？

- ・発熱 ・のどの痛み ・咳
- ・体のだるさ・頭痛 など…

## 【嘱託医・かかりつけ医へ相談】

◆有症状者及び陽性者の方針について確認

- ・施設で療養できるのか、入院が必要か
- ・薬の処方の有無、オンライン診療や往診などをしてもらえるのか
- ・夜間に急変があった時どうするか・入院先が決まらなかった場合どうするか

早期に感染対策を！

「高齢者施設等の感染対策」（別紙）を活用しましょう！